

暴力団排除条例について

暴力団排除条例は、平成23年10月に全国47都道府県で制定されました。

熊本県暴力団排除条例は、平成22年12月22日に公布され、平成23年4月1日（一部は7月1日）から施行されています。同条例では、熊本県の事務・事業（市町村の事務・事業を除く）からの暴力団などの排除および暴力団などによる禁止行為などを刑事罰の対象とするとともに、調査・勧告・公表の行政的措置も定められています。

氷川町暴力団排除条例は、平成23年6月10日に公布・施行されていますが、年内には県内全市町村で暴力団排除条例が制定される予定です。



2 民間における契約のからの排除
調査・勧告・公表の行政的措置

民間の契約からの排除

- 当該契約相手方が暴力団員でないことの確認
- 契約に関する暴力団員排除条項の導入

3 暴力団の威力の利用禁止等
調査・勧告・公表の行政的措置

金品等の受・供与等の禁止

事業者による暴力団の威力利用目的等のための金品等の受・供与を禁止

調査・勧告・公表

金品等の受・供与を受けること等の禁止

事業者による威力利用目的の金品等の受・供与を暴力団員等が受けること等の禁止

調査・勧告・公表

1 少年の健全な育成を図るための措置
直罰規定

暴力団事務所の新設及び運営禁止指定区域（学校等特定施設敷地の周囲200m以内）における暴力団事務所の開設及び運営の禁止

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金



2 安全で安心なまちづくりのための措置（公安委員会が指定した熊本市の下通り等の繁華街の指定地区に限る）

強化地域内接客業からの暴力団員排除

直罰規定

接客業務への暴力団員の従事禁止、用心棒の役務提供禁止、用心棒の対価としての金品等の受・供与禁止等

事業者・暴力団員

1年以下の懲役、50万円以下の罰金

「熊本県暴力団排除条例」に定める「罰則」および「行政的措置」

暴力団を弱体化させるための措置

1 県の事業および事業からの排除
直罰規定

公共工事における措置
県の公共工事からの暴力団排除

誓約書提出・誓約書保管違反

5万円以下の過料

県への報告・資料等提出拒否および虚偽の報告・資料提出

20万円以下の罰金

標準による特定接客業の営業所への暴力団員の立入規制

命令違反

暴力団員入店制限→立入中止（防止）命令→命令違反

50万円以下の罰金

標準破棄、汚損、無断除去

直罰規定

標準の破壊等、無断除去

30万円以下の罰金

3 県民等に対する支援

暴力団事務所等の撤去に対する支援

- 警察本部長による暴力団事務所等の撤去のための必要な支援
- 警察本部長による暴力団事務所等の設置、撤去通告

警察による保護・援助

暴力団排除活動を行う者等に対する警察官の保護、暴力団員による被害を自ら防止するための措置の教示、その他必要な援助



「氷川町暴力団排除条例」

条例の目的と基本理念

条例の目的

- 町民の安全で平穏な生活の確保
- 経済社会の健全な発展

基本理念

- 暴力団の排除に関する共通認識の醸成
- 町・町民、熊本県暴力団追放運動推進センター等との連携・協働

暴力団の排除に関する基本的施策

町の責務

基本理念にのっとり、暴力団の排除に関する施策の総合的推進

町民の責務（努力規定）

- 暴力団の排除に自主的、かつ、相互に連携して取り組むよう努める
- 町が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努める
- 暴力団等関係者の不当行為による被害、暴力団の活動実態、暴力団の排除に資すると認める情報を得たときは、町に当該情報を提供するよう努める

暴力団の悪影響から県民等を守るための措置

1 少年の健全な育成を図るための措置
直罰規定

暴力団事務所の新設及び運営禁止指定区域（学校等特定施設敷地の周囲200m以内）における暴力団事務所の開設及び運営の禁止

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

2 安全で安心なまちづくりのための措置（公安委員会が指定した熊本市の下通り等の繁華街の指定地区に限る）

強化地域内接客業からの暴力団員排除

直罰規定

接客業務への暴力団員の従事禁止、用心棒の役務提供禁止、用心棒の対価としての金品等の受・供与禁止等

事業者・暴力団員

1年以下の懲役、50万円以下の罰金

町が設置した公の施設の使用の不承認等

町が設置した公の施設では、

- 暴力団組長等の襲名祝い等の披露パーティー及びその類以行為
- 暴力団の資金源となり得る各種の興業、大会、出店及びその他の類以行為などの行為は、不承認となります。

少年に対する教育等のための措置

加入措置と被害防止

- 中学生の加入阻止と暴力団による被害防止教育実施のための必要な措置
- 少年の育成に携わる者に対する情報提供等、その他の必要な支援の実施

暴力追放



お問い合わせ先

氷川町役場 総務財政課 生活安全推進室
☎ 52-71111